

事 務 連 絡
平成19年10月11日

教職員各位

事務部財務課経理係

航空機におけるチケットレスサービス利用の場合の領収書及び半券の取り扱いについて

標記のことについて、下記のとおり取り扱いますので周知願います。

記

領収書

WEB から出力した領収書又は見積等とクレジットの引き落とし明細をもって領収書に替えることができるものとする。

半 券

自動改札機から出力された「搭乗券」又は「お客様控え」に替えることができるものとする。

根拠 領収書：旅費規程運用方針別表3 規程第18条・規程33条第1項及び第2項
「その支払を証明するに足る資料」

半 券：旅費規程の元となった旅費法には上記「その支払を証明するに足る資料」
に“航空券の半券も含む。”こととなっている。

以上から、“支払及び搭乗を証明するに足る”ものであるか、を判断の基準としている。よって、見積書のみでは不可となる。(航空券の半券の代わりに天文台ではパスポートの写しで良い事とされているが、上記から基本的には“航空券の半券”を提出するものと考えている。)また、機構本部の解釈として、“その支払を証明するに足る資料”とは、搭乗した等級(クラス)が分かるものでなければならないということであるため、半券や見積書等で等級が分かる必要がある。(旅費法では、外国旅行の場合には、「運賃の等級及び額を証明するに足る資料」とある。)なお、金額しか記載のない領収書では“その支払”である事を証明できないため、旅程表や見積書の添付も必要となる。